

議案第252号

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正  
する条例案

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成8年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第22条の4第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（抄）

(報 告)

第10条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。

(1) 法第22条の4第1項の規定による入院の日（以下「入院日」という。）から1年以上同項**第21条**

の規定による入院を継続している者に係る事項 省 略

(2) 省 略